

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書

政府は、11月9日午前、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）をめぐり、関係国との協議開始を柱とする「経済連携の基本方針」を閣議決定した。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しており、また、物品貿易だけでなくサービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的な交渉が行われることとなる。このため、十分な準備のないまま、拙速にこの交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額、食料自給率及び農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、郵政等幅広い分野さらには雇用への深刻な影響も懸念される。

仮に、農業分野において戸別所得補償で農家所得を補償するとしても、輸入の急激な増大により国内生産が減少するなど、農業が壊滅的な状況に陥るだけでなく、関連産業を含めた雇用環境が極度に悪化し、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白である。

よって、政府においては、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ、経済全体に与える影響を十分考慮し対応されるよう、次の事項について強く要望する。

記

1　ＴＰＰについては、国会において十分審議するなど、国民合意が得られるまで時間をかけて検討し、拙速に参加しないこと。

2　国際貿易交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 7日

鹿児島県霧島市議会

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	西岡 武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
外務大臣	前原 誠司 殿
農林水産大臣	鹿野 道彦 殿
経済産業大臣	大畠 章宏 殿
内閣官房長官	仙谷 由人 殿
国家戦略担当大臣	玄葉 光一郎 殿